

MA2015-4

船舶事故調査報告書

本報告書は、平成27年3月26日に公表した報告書を、
平成27年4月23日に公表した正誤表により訂正したものです。

平成27年3月26日

船舶事故調査報告書

平成27年2月19日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄司邦昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根本美奈

事故種類	衝突
発生日時	平成26年8月3日（日） 13時05分ごろ
発生場所	山梨県富士河口湖町河口湖 富士河口湖町所在のうの島西南西方440m付近 （概位 北緯35°30.7′ 東経138°44.3′）
事故調査の経過	平成26年8月14日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A プレジャーモーターボート ベルソン52号、1.5トン 235-51162山梨、株式会社ベルソン 5.96m (Lr) × 2.26m × 1.09m、FRP ガソリン機関、110.30kW、平成26年4月 B 遊覧船 ^{ガイエン} GAIEN、5トン未満 230-12364山梨、個人所有 4.37m (Lr) × 1.95m × 0.85m、FRP ディーゼル機関、95.62kW、不詳
乗組員等に関する情報	A 船長A 女性 34歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成25年4月25日 免許証交付日 平成25年4月25日 （平成30年4月24日まで有効） 同乗者A 男性 63歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士 免許登録日 平成26年6月20日 免許証交付日 平成26年6月20日 （平成31年6月19日まで有効） B 船長B 男性 80歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和49年12月20日 免許証交付日 平成26年3月17日 （平成31年10月25日まで有効）
死傷者等	なし

<p>損傷</p>	<p>A なし B 右舷外板に擦過傷</p>
<p>事故の経過</p>	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、同乗者Aほか3人の同乗者を乗せ、船長Aが、操縦免許を所持しているものの、操縦経験が少ない同乗者に操縦を教える目的で、平成26年8月3日12時55分ごろ、富士河口湖町所在のマリーナ（以下「本件マリーナ」という。）の棧橋を出発した。</p> <p>船長Aは、A船の右舷側に設置された操縦席の左舷側の後方を向いた座席に膝で立った状態で船首方を向き、操船の補助をしながら同乗者に交替でA船の操縦をさせて航行し、同乗者Aが操縦してうの島西南西方沖を北東進していた際、左舷船首方より接近して来るB船を認めた。</p> <p>船長Aは、B船と左舷対左舷ですれ違うと思っていたところ、B船が左転を始めたので衝突のおそれを感じ、同乗者Aの脇から操縦ハンドルを握って右舵を取ったものの、13時05分ごろA船の左舷側外板とB船の右舷側外板とが衝突した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、乗客4人を乗せ、13時00分ごろ富士河口湖町船津浜所在の棧橋を出発し、河口湖内を周遊していた。</p> <p>船長Bは、うの島西南西方沖を南西進し、舵を左に取ってスロットルレバーを緩めて減速し、微速力前進で左回頭しながら乗客に付近の観光案内を行っていたところ、B船とA船とが衝突した。</p> <p>両船の船長は、乗船者の安否及び船体の損傷状況等を確認し、A船は本件マリーナの棧橋へ、B船は船津浜所在の棧橋へそれぞれ帰った。</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 西、風力 4 水象：波高 約0.4m</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長Aが着用していた救命胴衣には、ホイッスルが備わっていた。</p> <p>船長Aは、本事故時、A船の船尾喫水が約0.5mであり、A船の右舷方の水域が浅くなっていたので、大きく避航することができないと思った。</p> <p>船長Aは、本事故後、衝突するおそれがあるかどうかの判断をもっと早めに行い、また、衝突のおそれを感じたときに停船したり、B船に声をかけたりすればよかったと思った。</p> <p>船長Bは、本事故時、後部座席に座った乗客の方を向いて付近の観光案内を行っており、衝突するまでA船に気付かなかった。</p> <p>A船及びB船の乗船者は、全員が救命胴衣を着用していた。</p>
<p>分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与</p>	<p>A なし、B あり A なし、B なし</p>

<p>気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A なし、B なし</p> <p>A 船は、河口湖のうの島西南西方沖において北東進中、船長Aが、左転してA船に接近して来るB船を認め、衝突のおそれを感じ、右舵を取ったものの、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B 船は、河口湖のうの島西南西方沖において微速力前進で左転中、船長Bが、後部座席に座っている乗客の方を向いて観光案内を行っていて、見張りを適切に行っていなかったことから、左舷方を通過する態勢のA船に気付かずに左転を続け、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、うの島西南西方沖において、A船が北東進中、B船が微速力前進で左転中、船長Bが、後部座席に座っている乗客の方を向いて観光案内を行っていて、見張りを適切に行っていなかったため、左舷方を通過する態勢のA船に気付かずに左転を続け、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 航行中は、常に見張りを行うこと。 ・ 船長兼ガイドが乗客に対して観光案内等を行う場合は、周囲の安全を確認した上で停船して行うことが望ましい。 ・ 他の船舶の意図を理解できないときは、直ちに警告（疑問）信号を行うこと。